

岩手県監査委員告示第27号

監査結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
岩手県監査委員 寺 沢 剛  
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立水沢農業高等学校
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和元年11月20日
  - (2) 本監査実施日 令和元年12月16日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年2月7日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
学校徴収金の取扱いに当たり、決算監査及び決算報告が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	決算監査及び決算報告が行われていなかった「平成30年度寮費Ⅰ期」会計について、令和元年11月22日に決算報告、同年12月6日に決算監査を実施した。 今後は、学校徴収金の会計名を一覧にして、決算報告漏れがないか確認することとし、再発防止に努めることとした。